記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　神奈川県秦野市南矢名２丁目11番３号鈴峰コーポ第１　102号
氏名　小川　健一
2　通知の内容
文書番号　都第865―211号　平成27年12月28日
所有者の住所及び氏名
住所　下閉伊郡田老町大字乙部第１地割字荒谷72番地
氏名　中村長次郎　外９名
従前の土地
所在　宮古市田老字館が森52番
地目　宅地
登記簿地積　291.37㎡
基準地積　291.86㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　乙１番抵当権
部分　全部
権利価額　5,029,906円
換地処分後の土地
街区画地番号　21街区１画地
所在　宮古市田老一丁目29番１
地目　宅地
地積　279.53㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分　全部
権利価額　5,029,585円
清算金精算額　交付　321円
うち供託すべき金額　321円
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。)
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年２月17日
宮古都市計画事業
田老地区土地区画整理事業
施行者　宮古市
代表者　宮古市長　山本　正徳

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県下閉伊郡田老町大字乙部第２地割字野原17番地（判明している最後の住所）
氏名　松田　勇助
2　通知の内容
文書番号　都第865―231号　平成27年12月28日
従前の土地
所在　宮古市田老字川向22番１
地目　宅地
登記簿地積　132.23㎡
基準地積　132.45㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　乙１番地上権
部分　全部
権利価額　1,963,019円
換地処分後の土地
街区画地番号　５街区15画地
所在　宮古市田老四丁目10番14
地目　宅地
地積　129.30㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分　全部
権利価額　1,962,909円
清算金精算額　交付　110円
記事（土地所有者）　山本　利雄
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。)
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年２月17日
宮古都市計画事業
田老地区土地区画整理事業
施行者　宮古市
代表者　宮古市長　山本　正徳

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県下閉伊郡田老町大字乙部第１地割字荒谷72番地（判明している最後の住所）
氏名　中村ユキ子
2　通知の内容
文書番号　都第865―211号　平成27年12月28日
従前の土地
所在　宮古市田老字館が森52番
地目　宅地
登記簿地積　291.37㎡
基準地積　291.86㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
種別　乙１番抵当権
部分　全部
権利価額　5,029,906円
換地処分後の土地
街区画地番号　21街区１画地
所在　宮古市田老一丁目29番１
地目　宅地
地積　279.53㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
部分　全部
権利価額　5,029,585円
清算金精算額　交付　321円
うち供託すべき金額　321円
教示１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。)
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮古市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

宮古都市計画事業田老地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年２月17日
宮古都市計画事業
田老地区土地区画整理事業
施行者　宮古市
代表者　宮古市長　山本　正徳

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　岩手県宮古市田老字川向77番地（判明している最後の住所）
氏名　鳥居　月惠